

第3期帯広市消費生活基本計画(素案)の概要

策定の根拠: 帯広市消費生活条例第10条の規定に基づき策定
 計画期間: 2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5年間

令和元年8月30日
 総務委員会資料

計画策定の背景

消費者を取り巻く環境

- 高齢化の進行や情報化・グローバル化の著しい進展など、消費者を取り巻く環境の変化に伴い、消費者被害やトラブルの内容も変化し、被害等は後を絶たない
- 消費者行政の実施体制の充実・強化や消費者の利益の擁護・増進、消費者の自立の支援を図ることを目的に、環境整備が行われている
- 小・中学校の学習指導要領の改訂により、R2年度以降の消費者教育に関する内容が充実される
- 成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部改正が行われ、施行後は18歳が成年となる

帯広市の状況

- 消費者の権利尊重・自立支援を基本理念とする帯広市消費生活条例に基づき策定した、第2期計画(H29～H31)を推進中
- 消費者問題の動向
 - ・相談件数は毎年1,500件程度の横ばいで推移
 - ・情報通信機器に係る相談が全ての世代で上位
 - ・特殊詐欺の予兆電話や架空請求の相談が急増

策定のポイント

- 規制緩和や情報化の進展、消費活動のグローバル化等により消費形態が多様化する中で、消費者の生命・身体・財産に損害を及ぼす商品等による消費者被害の防止、事業活動の適正化が必要
- 消費者自身が消費生活に必要な知識や情報を収集し、適切に判断して行動するための消費者教育や啓発、成年年齢の引き下げによる若年層の消費者被害防止の取組みが必要
- 消費者被害やトラブルが複雑・多様化、特殊詐欺や悪質事業者が横行する中、帯広市消費生活アドバイスセンターに寄せられる様々な相談に迅速かつ的確な対応が必要
- 環境破壊に起因した地球温暖化をはじめとする食糧や資源、エネルギー問題等、消費者行政としても環境保全のための取組みが必要

消費者被害防止のため、これまでの取組みを継続する

若年者や高齢者等の消費者被害の拡大を防止するため、消費者教育の更なる推進について検討する

基本方針と施策

基本方針I 消費生活の安全・安心 …P10

1. 危害等の防止(法に基づく立入検査など)
2. 事業活動の適正化の推進(計量法に基づく検査・指導など)
3. 取引の適正化(条例に基づく事業者への調査・指導・勧告など)
4. 商品やサービス等の確保と物価の安定(生活関連商品等の小売価格調査など)

基本方針II 消費者の自立支援 …P13

5. 消費者教育の推進(小・中学校への出前講座など)
6. 消費者啓発・情報提供の推進(広報媒体による情報提供やパンフレットの作成・配布など)
7. 消費者団体への支援(消費者協会との連携・支援)
8. 消費者意見の反映(消費生活審議会への消費者の参画など)

基本方針III 消費者被害の救済 …P15

9. 相談機能の充実(アドバイスセンターの管理運営、周知・啓発など)
10. あっせんと調停(条例に基づくあっせん・調停)
11. 訴訟の支援(条例に基づく消費者訴訟の支援)

基本方針IV 環境保全への配慮 …P17

12. 環境保全の推進(イベント等での周知・啓発など)
13. 地域資源の活用(地産地消の推進など)

策定のスケジュール

	R1.7	R1.8	R1.9	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2
市 (庁内連絡会議等)	策定作業							決定
議会 (総務委員会)		報告 (素案)			報告 (原案)			報告 (案)
市民 (消費生活審議会)	第1回 (素案)			第2回 (原案)		←パブコメ→	第3回 (案)	

計画の推進

1. 推進体制

「帯広市消費生活行政推進庁内連絡会議」における協議・調整

2. 検証と評価

毎年度、各施策の進捗状況を検証・評価し、消費生活審議会に報告